

最低制限価格の見直しについて

令和3年4月1日入札執行分から、「最低制限価格制度」の算定式を変更します。入札参加にあたり、ご注意くださいようお願いいたします。

1 土木工事の計算式

最低制限価格=直接工事費×①+共通仮設費×②+現場管理費×③+一般管理費×④

・係数を次のように変更します

係数	新	旧
①	10分の9.7	10分の9.5
②	10分の9	10分の9
③	10分の9	10分の7
④	10分の5.5	10分の3

・ただし、最低制限価格の上限と下限は次の範囲内とします。

	新	旧
上限	予定価格×10分の9.2	予定価格×10分の9
下限	予定価格×10分の7.5	予定価格×10分の7

2 建築工事の計算式

最低制限価格=(~~直接工事費~~直接工事費×10分の1)×①+共通仮設費×②+(現場管理費+~~直接工事費~~直接工事費×10分の1)×③+一般管理費×④

・係数を次のように変更します

係数	新	旧
①	10分の9.7	10分の9.5
②	10分の9	10分の9
③	10分の9	10分の7
④	10分の5.5	10分の3

3 その他工事の計算式

1及び2以外では、必要に応じて次の範囲内で最低制限価格を設定します。

	新	旧
上限	予定価格×10分の9.2	予定価格×10分の9
下限	予定価格×10分の7.5	予定価格×10分の7